

# 緑の風 NEWS

JR東労組



JR東労組ホームページ

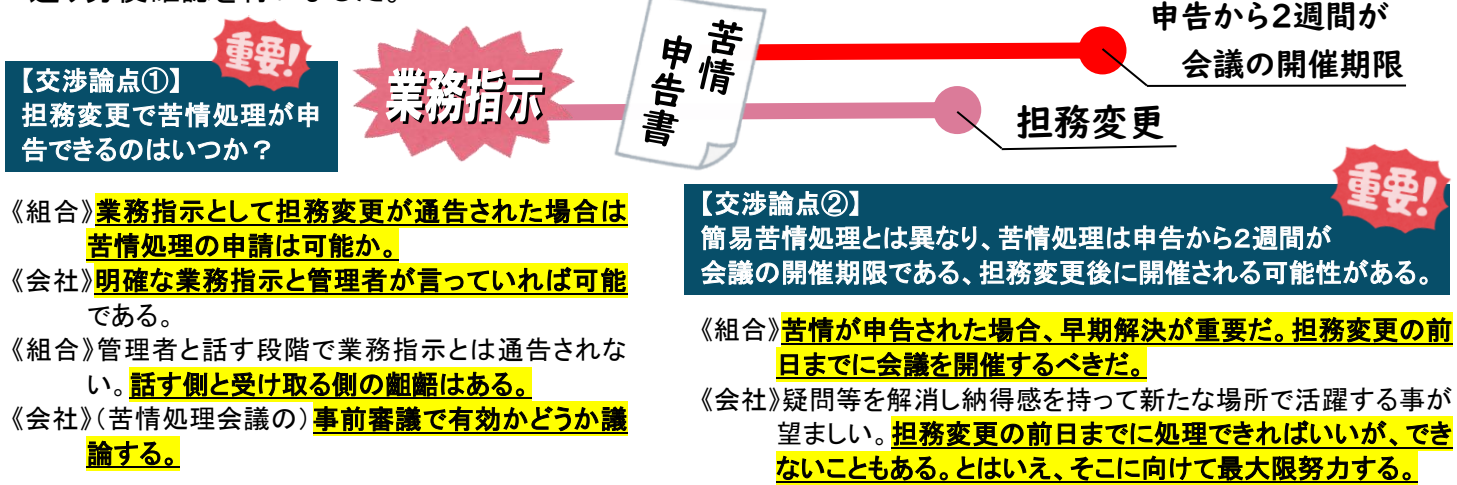
East Japan Railway Workers' Union 2024年10月1日 No.36

## 「労使間の取扱いに関する協約」団体交渉の労使確認事項①

# 確認 組合員の場合、統括センター内の 担務変更に関する苦情処理が申請可能

これまで、例えば乗務員職場から駅職場に異動する場合、組合員であれば簡易苦情処理が申告出来ました。しかし、統括センターにより同一職場になった場合、異動ではなく担務変更となり、簡易苦情処理は申告が出来なくなってしまいました。

JR東労組は、「労使間の取扱いに関する協約」団体交渉で、この不利益について労使議論を重ね、「担務変更」は業務指示であり、業務指示に苦情がある場合は苦情処理が申告可能であることを確認してきました。そして、担務変更による苦情処理会議を行う場合の課題や問題点について議論し、以下の通り労使確認を行いました。



### ■ 苦情処理会議、簡易苦情処理会議とは？



本人の転勤、転職、降職、  
出向及等の事前通知内容

申告可能

苦情を有する場合

労働協約及び  
就業規則の適用

申告可能

### 簡易苦情処理会議

\*発令の前日までにその苦情を処理

【構成】 組合側委員 2名、会社側委員 2名

### 苦情処理会議

\*申告受理から2週間以内に処理

【中央会議構成】 組合側委員 5名、会社側委員 5名  
【地方会議構成】 組合側委員 3名、会社側委員 3名

\*組合加入者が苦情を申告する権利を保有

組合員・未加入者に団体交渉を報告し、東労組の大切さを伝えよう